

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月19日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第69号

香川県立保健医療大学規則の一部を改正する規則

香川県立保健医療大学規則（平成15年香川県規則第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）<u>第6条</u>の規定に基づき、香川県立保健医療大学（以下「大学」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）<u>第5条</u>の規定に基づき、香川県立保健医療大学（以下「大学」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>																								
<p>(学生定員等)</p> <p>第7条 略</p> <table border="1"><thead><tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>3年次編入学定員</th><th>総定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>看護学科</td><td><u>70人</u></td><td>10人</td><td><u>300人</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	学科	入学定員	3年次編入学定員	総定員	看護学科	<u>70人</u>	10人	<u>300人</u>	略				<p>(学生定員)</p> <p>第7条 保健医療学部の学科の学生定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>3年次編入学定員</th><th>総定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>看護学科</td><td><u>50人</u></td><td>10人</td><td><u>220人</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	学科	入学定員	3年次編入学定員	総定員	看護学科	<u>50人</u>	10人	<u>220人</u>	略			
学科	入学定員	3年次編入学定員	総定員																						
看護学科	<u>70人</u>	10人	<u>300人</u>																						
略																									
学科	入学定員	3年次編入学定員	総定員																						
看護学科	<u>50人</u>	10人	<u>220人</u>																						
略																									
<p>2 大学院の保健医療学研究科に置く専攻は、保健医療学専攻とする。</p> <p>3 保健医療学専攻の学生定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>専攻</th><th>入学定員</th><th>総定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>保健医療学専攻</td><td><u>8人</u></td><td><u>16人</u></td></tr></tbody></table>	専攻	入学定員	総定員	保健医療学専攻	<u>8人</u>	<u>16人</u>																			
専攻	入学定員	総定員																							
保健医療学専攻	<u>8人</u>	<u>16人</u>																							
<p>(授業料)</p> <p>第10条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1</p> <p>第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立保健医療大学の項に規定する大学院において修業年限が2年を超える場合の授業料は、1年度当たり、1,071,600円を、修業年限の年数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、2年を超える修業年限に変更があった場合の授業料は、別に定める。</p>	<p>第10条～第13条 略</p>																								
第11条～第14条 略																									

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。